

議 案

第 4 回 玉 名 市 議 会

(定 例 会)

令和 4 年 6 月 3 日提出

第4回玉名市議会（定例会）提出議題

議番号	件名	提案者
4 2	令和4年度玉名市一般会計補正予算（第2号）	市長
4 3	令和4年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	市長
4 4	令和4年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	市長
4 5	令和4年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）	市長
4 6	令和4年度玉名市水道事業会計補正予算（第1号）	市長
4 7	令和4年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	市長
4 8	令和4年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）	市長
4 9	玉名市岱明防災コミュニティセンター条例の制定について	市長
5 0	玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市長
5 1	玉名市公衆便所設置条例の一部を改正する条例の制定について	市長
5 2	玉名市公民館条例の一部を改正する条例の制定について	市長
5 3	熊本縣市町村総合事務組合理約の一部変更について	市長
5 4	工事請負契約の変更について	市長
5 5	財産の処分について	市長
5 6	副市長の選任について	市長
5 7	人権擁護委員候補者の推薦について	市長
報告5	令和3年度玉名市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	市長
6	一般財団法人玉名市自治振興公社の経営状況を説明する書類について	市長
7	有限会社横島町特産物振興協会の経営状況を説明する書類について	市長
8	玉名市国民保護計画の変更について	市長

議第49号

玉名市岱明防災コミュニティセンター条例の制定について

玉名市岱明防災コミュニティセンター条例を次のように制定する。

令和4年6月3日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市岱明防災コミュニティセンター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、玉名市岱明防災コミュニティセンター（以下「センター」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 玉名市岱明防災コミュニティセンター

位置 玉名市岱明町中土980番地1

(管理)

第3条 市長は、センターを常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効率的に運営しなければならない。

(職員)

第4条 市長は、センターに必要な職員を置くことができる。

(事業)

第5条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民の自発的な防災学習に係る支援に関する事業
- (2) 防災に係る教育、訓練及び指導に関する事業
- (3) 市民のコミュニティ活動の促進に関する事業
- (4) 災害時における避難所の開設及び運営に関する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(休館日)

第6条 センターの休館日は、12月28日から翌年の1月4日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、同項の休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第7条 センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、同項の開館時間を変更することができる。

(使用の許可)

第8条 センターを使用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 市長は、前項の許可をする場合において、センターの管理上必要な条件を付することができる。

- 3 市長は、第5条に規定する事業以外の目的で使用しようとするものに対しては、次の各号のいずれかに該当する場合において、センターの運営に支障がないと認めるときは、その使用を許可することができる。

- (1) 国、他の地方公共団体、公共団体又は公共的団体において、公用又は公共用に供するため必要と認められる場合
- (2) 災害その他緊急事態発生のため、応急施設として臨時に使用させる場合
- (3) 公共目的のために行われる講習会、研修会等の用に使用させる場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が公益上特に必要と認める場合

(使用の不許可)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) センターの施設、設備、備品等（以下「施設等」という。）を毀損し、又は汚損するおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があるとき。

(入館の制限)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、センターへの入館を拒否し、又はセンターからの退去を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となるおそれがある者
- (2) 施設等を毀損し、又は汚損するおそれがある者
- (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱し、又はそのおそれがある者
- (4) 管理上必要な指示又は指導に従わない者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長がセンターの管理上支障があると認める者

(使用許可の取消し等)

第11条 市長は、センターを使用するもの（以下「使用者」という。）が次の各号

のいずれかに該当するとき、又はセンターの管理上特に必要があるときは、当該センターの使用の許可に係る条件を変更し、使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- (3) 使用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。
- (4) 緊急やむを得ない事情により、市がこれを使用する必要があるとき。

2 市長は、前項の規定による使用許可の取消し等によって生ずる損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(使用料)

第12条 センターの使用料（以下「使用料」という。）は、別表のとおりとする。

2 使用者は、前項の使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、使用料を後納させることができる。

(使用料の減免)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。

- (1) 市が主催する行事に使用するとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、公益上特に必要と認めるとき。

(使用料の還付)

第14条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 天災地変その他使用者の責めに帰し得ない事由により使用できなくなったとき。
- (2) 使用日の3日前（当該日が休館日の場合にあつては、当該日の前日）までに使用許可の取消し又は許可事項の変更を申し出て、市長が相当の事由があると認めるとき。
- (3) 市の都合により使用許可を取り消したとき。

(原状回復の義務)

第15条 使用者は、施設等の使用が終わったときは、直ちに当該施設等を原状に回復しなければならない。第11条第1項の規定により使用を停止し、又は許可を取り消されたときも、同様とする。

(損害賠償の義務)

第16条 使用者は、故意又は過失により施設等を毀損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例に規定するセンターの使用に関し必要な行為については、この条例の施行の日前においても、行うことができる。

別表（第12条関係）

区分		9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 22時まで
大研修室		880円	1,100円	1,100円
第1研修室		440円	550円	550円
第2研修室		440円	550円	550円
第3研修室	全面	440円	550円	550円
	半面	270円	330円	330円
和室	全面	440円	550円	550円
	半面	270円	330円	330円
調理室	全面	440円	550円	550円
	半面	270円	330円	330円

備考

- 1 調理室の半面使用は、発酵室として使用するときに限る。
- 2 冷暖房を使用する場合は、1時間につき、大研修室にあつては220円、他の部屋にあつては110円を上記の使用料に加算する。
- 3 冷暖房の使用時間に1時間未満の端数を生じた場合は、1時間とみなす。
- 4 この使用料は、消費税等を含む。

提案理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、玉名市岱明防災コミュニティセンターの設置及び管理について、条例を制定するものである。

議第50号

玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年6月3日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

玉名市附属機関の設置等に関する条例（平成27年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部玉名市玉陵中学校区旧小学校跡地等活用事業者選定委員会の項中「玉名市玉陵中学校区旧小学校跡地等活用事業者選定委員会」を「玉名市学校跡地等活用事業者選定委員会」に、「玉陵中学校区旧小学校跡地等活用事業者の」を「学校跡地等活用事業者の」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1玉陵中学校区旧小学校跡地等活用事業者選定委員会委員の項中「玉陵中学校区旧小学校跡地等活用事業者選定委員会委員」を「学校跡地等活用事業者選定委員会委員」に改める。

提案理由 玉名市玉陵中学校区旧小学校跡地等活用事業者選定委員会の名称及び所掌事項を変更するため、条例の整備を図るものである。

議第51号

玉名市公衆便所設置条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市公衆便所設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年6月3日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市公衆便所設置条例の一部を改正する条例

玉名市公衆便所設置条例（平成17年条例第104号）の一部を次のように改正する。

第2条中

「玉名市高瀬519番地1

玉名市岩崎1232番地」

を

「玉名市高瀬519番地1」

に改める。

附 則

この条例は、令和4年8月1日から施行する。

提案理由 公衆便所の一部を廃止するため、条例の整備を図るものである。

議第52号

玉名市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市公民館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年6月3日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市公民館条例の一部を改正する条例

玉名市公民館条例（平成17年条例第168号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

「

玉名市岱明町中土975番地

」

を

「

玉名市岱明町中土980番地1

」

に改める。

第11条第1項中「別表第2から別表第9まで」を「別表第2から別表第7まで」に改める。

別表第3を削り、別表第4を別表第3とし、別表第5を別表第4とし、別表第6を別表第5とする。

別表第7を削り、別表第8を別表第6とし、別表第9を別表第7とする。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

提案理由 玉名市公民館の使用料について、条例の整備を図るものである。

議第53号

熊本縣市町村総合事務組合同規約の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、熊本縣市町村総合事務組合同規約（平成16年9月29日熊本県指令市町村第16号）の一部を次のとおり変更する。

令和4年6月3日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

熊本縣市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

熊本縣市町村総合事務組合同規約（平成16年9月29日熊本県指令市町村第16号）の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2中「小国町外一ヶ町公立病院組合」を「小国郷公立病院組合」に改める。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による熊本県知事の許可のあった日から施行し、この規約による改正後の熊本縣市町村総合事務組合同規約の規定は、令和4年4月1日から適用する。

提案理由 一部事務組合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要があるため。

議第54号

工事請負契約の変更について

令和3年9月29日議決の工事請負契約の締結についての一部を次のとおり変更するものとする。

令和4年6月3日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

- | | |
|---------------|--|
| 1 工 事 名 | 岱明防災コミュニティセンター建設工事 |
| 2 契 約 金 額 | (変更前) 355,300,000円
(変更後) 365,020,700円 |
| 3 契 約 の 方 法 | 指名競争入札 |
| 4 契 約 の 相 手 方 | 玉名市岱明町野口908番地1
株式会社久保組
代表取締役 久保 勝 |

提案理由 工事材料価格の高騰に伴い、玉名市公共工事請負契約約款第25条の規定により工事請負契約の契約金額を変更するため、議決事件の変更を行うものである。

議第55号

財産の処分について

本市は、次のとおり財産を処分する。

令和4年6月3日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

1 土地の表示

所在地 玉名市安楽寺字野間1244番1 外3筆
面積 10,041.00㎡

2 建物の表示

所在地 玉名市安楽寺字野間1244番地1

(1) 教室棟	鉄筋コンクリート造陸屋根 2階建て	851.00㎡
(2) 管理棟	鉄筋コンクリート造陸屋根 平家建て	535.00㎡
(3) 屋内運動場	鉄骨造スレート葺平家建て	426.00㎡
(4) 教室棟	木造瓦葺平家建て	164.00㎡
(5) 便所	コンクリートブロック造一 部鉄骨造ガルバリウム鋼板 折板葺平家建て	38.00㎡
(6) 倉庫	木造瓦葺平家建て	33.00㎡
(7) 給食コンテナ室	鉄筋コンクリート造陸屋根 平家建て	31.00㎡

3 処分予定価格 33,950,000円

4 契約の相手方 京都府長岡京市神足太田30番地2
カンケンテクノ株式会社

代表取締役 今村 啓志

提案理由 玉名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年条例第52号）第3条の規定による。

議第56号

副市長の選任について

本市副市長に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、議会の同意を求める。

令和4年6月3日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

1

むらかみ たかゆき
村上 隆之

2 略 歴

学 歴

昭和56年 3月

経 歴

昭和52年 5月

平成19年 4月

平成22年 4月

平成23年 4月

平成24年 4月

平成27年 4月

平成29年11月

平成30年 2月

平成30年 3月

提案理由 副市長を選任するときは、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を得る必要があるため。

議第57号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和4年6月3日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

1

きたもと せつよ
北本 節代

2 略 歴

学 歴

昭和53年 3月

経 歴

平成14年 8月

平成17年11月

令和 元年10月

提案理由 人権擁護委員北本節代氏が、本年9月30日に任期満了のため。

報告第5号

令和3年度玉名市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、繰越明許費に係る歳出予算を翌年度に繰り越したので、繰越計算書を調製し報告する。

令和4年6月3日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

令和3年度玉名市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					一般財源	
					未収入特定財源				既収入特定財源		
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他			
2 総務費	1 総務管理費	過疎地域対策事業	2,750,000	2,750,000						2,750,000	
	3 戸籍住民基本台帳費	【国補正】マイナンバーカード所有者の転出・転入手続のワンストップ化に伴う住基システム改修事業	4,538,000	4,538,000	4,538,000						
	3 民生費	1 社会福祉費	【国補正】住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業	1,005,506,000	283,510,518	283,510,518					
2 児童福祉費		【国補正】子育て世帯等臨時特別給付金支給事業	7,509,000	4,305,000	4,305,000						
6 農林水産業費	1 農業費	【国補正】農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業	400,000	310,000	310,000		310,000				
		【国補正】産地生産基盤パワーアップ事業	125,350,000	125,350,000	125,350,000		125,350,000				
		【国補正】担い手確保・経営強化支援事業 団体営農業農村整備事業(農地耕作条件改善型)	41,780,000	41,780,000	41,780,000		41,780,000				
8 土木費	2 道路橋りょう費	【国補正】道路メンテナンスサイクル事業(舗装)	27,614,000	26,999,594	26,999,594		17,278,797	5,100,000			4,620,797
		【国補正】道路メンテナンスサイクル事業(舗装)	110,000,000	110,000,000	110,000,000		51,000,000	49,000,000			10,000,000
		北坂門田山ノ下線道路新設事業	11,000,000	11,000,000	11,000,000		5,000,000	5,300,000	700,000		
10 教育費	3 中学校費	悪用水路整備事業	9,460,000	9,460,000	9,460,000			6,900,000			2,560,000
		都市計画道路見直し検討業務委託	13,200,000	13,200,000	13,200,000		4,000,000				9,200,000
		新玉名駅周辺整備事業	29,660,000	21,057,925	21,057,925						21,057,925
10 教育費	1 教育総務費	【国補正】学校等における感染症対策等支援事業	22,050,000	21,980,400	21,980,400		11,025,000				10,955,400
		【国補正】玉名中央学校給食センター空調設備設置事業	28,680,000	28,680,000	28,680,000		9,655,000	18,900,000			125,000
		【国補正】玉名町小学校中規模改修事業	156,701,000	156,701,000	156,701,000		42,033,000	114,400,000			268,000
10 教育費	3 中学校費	玉名中学校体育館及び技術棟建設事業	28,600,000	28,600,000	28,600,000			14,100,000			14,500,000
		岱明中学校校舎建設工事実施設計業務	70,737,000	70,737,000	70,737,000			53,000,000			17,737,000
10 教育費	5 社会教育費	博物館中規模改修事業	75,874,000	44,880,000	44,880,000			40,300,000			4,580,000

	6 保健体育費	総合体育館中規模改修事業	119,391,000	119,391,000					107,400,000		11,991,000
11 災害復旧費	農林水産施設 2 災害復旧費	林道施設災害復旧事業	5,507,000	5,507,000		2,753,000		2,400,000			354,000
		合 計	1,896,307,000	1,130,737,437	0	417,819,518	184,718,797	416,800,000	700,000		110,699,122

報告第6号

一般財団法人玉名市自治振興公社の経営状況を説明する書類について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、一般財団法人玉名市自治振興公社の経営状況を説明する書類を別紙のとおり提出する。

令和4年6月3日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

報告第7号

有限会社横島町特産物振興協会の経営状況を説明する書類について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、有限会社横島町特産物振興協会の経営状況を説明する書類を別紙のとおり提出する。

令和4年6月3日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

報告第8号

玉名市国民保護計画の変更について

玉名市国民保護計画を変更したので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第35条第8項において準用する同条第6項の規定により別紙のとおり報告する。

令和4年6月3日 提出

玉名市長 藏原 隆浩